

奥州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月25日策定
令和4年3月25日改正
令和5年3月31日改正
奥州市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

奥州市の耕地面積は19,800haであり、このうち水田の面積率は85.9%を占め、稲作をはじめとする土地利用型農業を主体に、全国ブランドとして名高い「前沢牛」や「江刺りんご」等、畜産・果樹・野菜等にも取り組みながら、多様な農業生産を展開している。

しかしながら、近年、農業従事者の高齢化と減少が強まっており、担い手の確保と集落営農の推進が重要な課題であり、中山間地域においては、担い手不足による遊休農地の増加も懸念されている。そのため、新規就農者の参入を支援し、遊休農地の発生防止及び解消に努めるとともに、農地中間管理事業を有効に活用して担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

以上のことから、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、奥州市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する奥州市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
策定当初の 現 状 (平成30年3月)	19,930.0ha	30.0ha	0.15%
1回目の見直 時の現状 (令和3年3月)	19,820.6ha	20.6ha	0.10%
改正時の現状 (令和5年3月)	19,800ha	21.2ha	0.11%
3年後の目標 (令和8年3月)	19,800ha	9.2ha	0.05%
目 標 (令和12年3月)	19,800ha	0	0

※「管内の農地面積」は作物統計調査における耕地面積と遊休農地面積の合計面積
[目標設定の考え方]

農水省経営局長通知において、令和3年度利用状況調査において判明した1号遊休農地のうち荒廃度が低度な農地（緑区分）を、今後5年間で毎年5分の1ずつ解消することを目標としているため。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 地域推進班を主体とした農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図るものとし、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査においては、必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問など適正かつ迅速な意向把握に努めるものとし、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表に迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手

続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
策定当初の現状 (平成30年3月)	19,900ha	11,847ha	59.5%
1回目の見直し 時の現状 (令和3年3月)	19,800ha	12,082ha	61.0%
改正時の現状 (令和5年3月)	19,800ha	12,580ha	63.5%
3年後の目標 (令和8年3月)	19,800ha	14,705ha	74.2%
目 標 (令和12年3月)	19,800ha	16,830ha	85.0%

[目標設定の考え方]

岩手県基盤強化に関する基本方針では、令和12年の目標を県南広域振興圏でおおむね85%としているため。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する農地として復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

等についてリスト化を行い、岩手県農業公社の農地コーディネーターとともに農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (年間)

	新規参入者数 (独立経営の個人) (新規参入者取得面積)
策定当初の現状 (平成30年3月)	6人
1回目の見直し 時の現状 (令和3年3月)	3人 (1.1ha)
改正時の現状 (令和5年3月)	6人 (2.9ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	3人 (1.5ha)
目 標 (令和12年3月)	3人 (1.5ha)

[目標設定の考え方]

奥州市総合計画では、新規就農者数を現状の年間24人から約8%増の26人を目標としていることから、現状の約8%増で3人(現状維持)とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県、農協、岩手県農業会議、岩手県農業公社と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者を把握し、農地取得に関する相談に応じる。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員等が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、岩手県農業公社も活用し企業参入の積極的な推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、参入希望者及び新規参入者の支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力